

令和5年  
10月11日(水)  
スタート!!

性的マイノリティのお二人が、互いを人生の  
パートナーと宣誓したことを市長が証明します

## 大村市パートナーシップ宣誓制度

### ◇制度の目的

大村市では、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、だれもが大切な人とともに安心して暮らし、自分らしく生きることを後押しするため、令和5年10月11日から「大村市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

### ◇制度利用対象者

一方又は双方が性的マイノリティ※のカップルが対象となります。

### ◇宣誓の流れ

宣誓を希望される日の7日前までに、電話もしくはメールで宣誓日時の予約をし、当日お二人が職員の面前で宣誓することにより、市から受領証を交付します。

### ◇制度の効果

「受領証」を提示いただくことで、市の行政サービスでは、市営住宅の入居申し込みや身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請、保育所入所の申請等の際に、ご家族同様の対応が可能になります。



※性的マイノリティ…性的指向(どのような性別の人を好きになるか)や性自認(自分の性をどのように認識しているか)等が、生まれた時の身体の性と心の性が一致する、恋愛感情が異性に向く、といった多数派とされている人と異なる人の総称。LGBTやLGBTQなども同じ意味合いで使われる。

## 事業者の皆様へお願い

この制度が、利用される方にとってより有効なものとなるよう、制度の趣旨をご理解いただき、事業活動へ取り入れることをご検討ください。

(例)医療機関…病状、入院説明等の際に、パートナーを親族同様に扱う

不動産…物件のあっせん、賃貸への入居について、パートナーを親族同様に取扱う

金融機関…住宅ローン(収入合算、連帯保証人)で配偶者の定義にパートナーを含める

生命保険…生命保険の受取人にパートナーを指定する

携帯電話…パートナーを家族割引対象とする

※事業所内の福利厚生、就業規則でパートナーを配偶者と同様に扱う



### 【申請・お問い合わせ窓口】

大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

大村市本町458番地2 月～金 9時～17時(祝・年末年始休)

電話:0957-54-8715 E-mail:danjyo@city.omura.nagasaki.jp

裏面あります

## 企業が LGBT 施策に取り組むと…

現在、様々な企業が LGBT 施策に取り組んでいますが、その理由は社会的責任だけではありません。全ての人に働きやすい環境を作ることは企業・従業員双方にとってメリットがあります。

### ◆人材の確保・定着

少子高齢化による労働人口の減少により多くの企業が人手不足に悩んでいます。LGBT に関する施策を行い、より働きやすく「**選ばれる企業**」になることで、優秀な人材を獲得するチャンスが広がります。また、現在働いている従業員にとっても安心して働くことができる要素の一つになり、離職の回避と定着につながります。

### ◆生産性の向上

性的指向や性自認にまつわる困りごとを解消することで、差別やハラスメントを防止し、安心して働くことができます。LGBTを含め多様性を尊重する社内風土が醸成され、個々人の能力を最大限発揮できる環境が整備されることによって、理解されている・尊重されていると感じ、高いモチベーションを得ることができ、結果的に生産性の向上につながります。

### ◆企業価値の向上

LGBT への取り組みを行うことで、従業員だけでなく取引先や投資先、消費者にとっても先進的でオープンな企業である印象を与えます。広く世間に対してメッセージを発信することができ、自社のブランド価値向上につながる。

### ◆法的リスク回避と社員の人権保護

会社全体が LGBT への理解を深めることで、視点が変わり、LGBT フレンドリーな商品・サービスの開発といった新たな利益創出につなげることが期待されます。

### ◆ビジネスの拡大

LGBT への理解を深めることで、同性パートナーの存在を念頭に置いた商品の開発等、ビジネスの拡大につながります。

